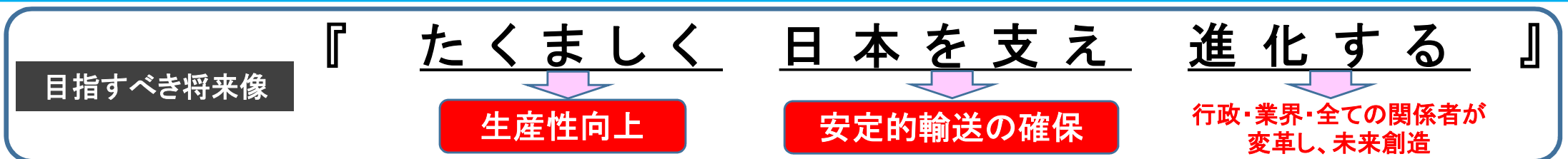


# (参考資料)内航未来創造プランの概要

- 内航海運が今後も産業基礎物資の輸送やモーダルシフトを担う基幹的輸送インフラとして機能する必要があること、社会全体で生産性向上が求められていることから、現下の内航海運を巡る諸課題の早期解決のために、まず、内航海運が目指すべき将来像を明確化した上で対策を講じる必要がある。このため、目指すべき将来像として「**安定的輸送の確保**」と「**生産性向上**」の2点を軸として位置づけ。
- それぞれの実現に向け、「**内航海運事業者の事業基盤の強化**」「**先進的な船舶等の開発・普及**」「**船員の安定的・効果的な確保・育成**」等の具体的施策を盛り込むとともに、それぞれの施策についてスケジュールを明示。



## <将来像の実現のための具体的施策>

### 1. 内航海運事業者の事業基盤の強化

- 船舶管理会社の活用促進
  - ・「国土交通大臣登録船舶管理事業者」（仮称）登録制度の創設（H30～）
- 荷主・海運事業者等間の連携による取組強化
  - ・「安定・効率輸送協議会」（仮称）の設置（H29～）
- 新たな輸送需要の掘り起こし
  - ・「海運モーダルシフト推進協議会」（仮称）の設置（H29～）
  - ・モーダルシフト船の運航情報等の一括検索システムの構築（H29～）

### 2. 先進的な船舶等の開発・普及

- IoT技術を活用した船舶の開発・普及～内航分野のi-Shippingの具体化～
  - ・自動運航船（Auto-Shipping）の開発（H37目途）
- 円滑な代替建造の支援
  - ・（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度による優遇措置の拡充（H30～）
- 船舶の省エネ化・省CO2化の推進
  - ・内航船「省エネ格付け」制度の創設・普及（H29～暫定試行、H31～本格導入）
  - ・代替燃料の普及促進に向けた取組（「先進船舶」としてのLNG燃料船の普及促進）
- 造船業の生産性向上

### 3. 船員の安定的・効果的な確保・育成

- 高等海技教育の実現に向けた船員の教育体制の抜本的改革
  - ・（独）海技教育機構の4級海技士養成課程における教育改革（養成定員拡大等）
- 船員のための魅力ある職場づくり
  - ・499総トン以下の船舶の居住区域を拡大しても従前の配乗基準を適用するための検討、安全基準の緩和（H29～）
  - ・船内で調理できる者の人材の確保
  - ・船員派遣業の許可基準の見直し（H29～）等
- 働き方改革による生産性向上
  - ・船員配乗のあり方の検討（H29～） 等

### 4. その他の課題への対応

- 内航海運暫定措置事業の現状と今後の見通し等を踏まえた対応
- 船舶の燃料油に含まれる硫黄分の濃度規制への対応
- 海事思想の普及

- 港湾インフラの改善・港湾における物流ネットワーク機能の強化等

# 【施策例】船舶管理会社の活用促進(船舶管理会社登録制度の創設)

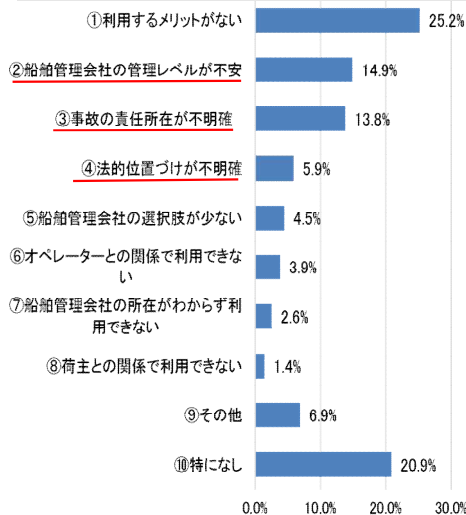
「未来投資戦略2017-Society5.0の実現に向けた改革-」(平成29年6月9日閣議決定)に記載

- 中小事業者が大半であり、かつ、荷主企業 - オペレーター - オーナーの専属化・系列化の構造が固定化している内航海運において、船舶管理会社を活用して効率的な船舶管理を行うことが事業基盤強化に有効。
- しかしながら、これまでガイドライン策定等の取組を進めてきたものの、船舶管理会社に対する具体的な情報の不足や、船舶管理会社のサービス水準について統一的な評価がされていないこと等から、その活用が十分に進んでいない。
- このため、一定の水準以上のサービスを提供する船舶管理会社についての国土交通大臣の登録制度を創設し、一定の品質確保を行い、船舶管理会社の活用促進を図る。

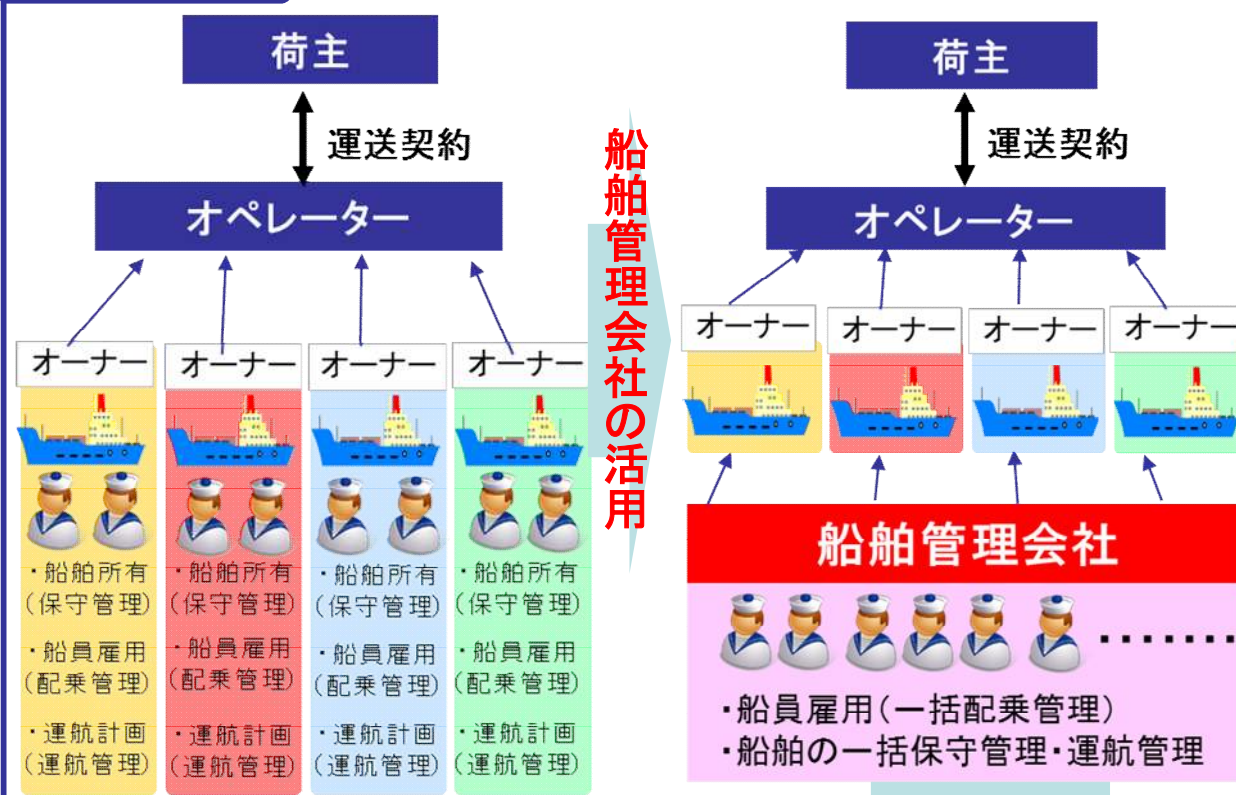
## 現状・課題

- ・1隻所有の事業者のうち、船舶管理契約を締結している事業者は1割程度にとどまるなど、船舶管理会社の活用は十分でない。
- ・船舶管理会社に対する具体的な情報の不足、船舶管理会社の品質について統一的な管理・評価がなされていないことが船舶管理会社活用のネック。

### 船舶管理契約を締結しない理由



## 期待される効果



### 活用のメリット

- ・個別の事業者単位での管理に比較し、効率性が向上
- ・船舶管理会社独自のノウハウも活かした管理の実現

## 船舶管理会社の登録制度の創設

- 登録を受ける事業者は以下を義務づけ
  - ・提供する船舶管理業務に関する規程等の作成
  - ・国への業務運営状況の定期報告
  - ・一定期間での更新制とし、更新時に自己評価・第三者評価
- ⇒ 制度の詳細は平成29年度に関係者による検討の場を設け議論。平成30年度より運用開始。